(仮称)医大新駅周辺まちづくりエリアに関するサウンディング型意見徴収

実施要領

1. サウンディング型意見徴収の目的

奈良県橿原市に整備予定の「(仮称)医大新駅」は、令和12年度(2030年度)の供用開始を予定する、新たな広域交流・医療・研究・スポーツ文化の結節拠点です。本駅周辺エリアは、今後の橿原市域全体の都市構造の再整理や、県全体の南北軸の活性化において重要な役割を担うことが期待されています。

とりわけ、駅西側では、令和13年度(2031年度)開催予定の国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会において活用が見込まれるアリーナ等の整備が念頭にあり、さらに令和7年11月4日開催した県と橿原市による「第5回まちづくり協議会」において、駅東側も含めた一体的なまちづくりを県と市が連携して民間活力を導入しながら推進する方針が、知事と市長より表明されました。

県・市では、このエリアを「将来の地域成長を担う複合拠点」と位置づけ、PFI等の手法を 活用した民間参画型の事業化を検討しており、下記の点について、民間事業者の視点から 意見を伺います。

- 本エリアで創出可能な事業機会・収益モデル
- 施設・都市機能の組み合わせや配置に関する提案の可能性
- リスク分担のあり方、適切な契約スキーム・インセンティブ設計
- 参画にあたり望ましい条件(規制緩和、長期活用条件、用途制限の柔軟性等)

これらの意見を参考にし、投資のしやすい、持続可能な事業スキームを県・市側で設計することを目的とします。

なお、本意見徴収は、事業化のための公募や募集を目的とするものではなく、あくまでも将来の事業スキーム検討の参考とするための任意の意見聴取であることを申し添えます。

2. 対象エリア

- ※別紙位置図等をご参照ください。
- ※用途構成やゾーニングについても、柔軟な提案が可能です。

3. 意見徴収スケジュール

- 実施期間:令和7年11月10日(月)~当面の間※実施期間の終了または打ち切りを行う場合は、県ホームページ等で告知します。
- 参加申込:期間中、電話やメール等で随時受付
- 面談方法:対面または Web (1 回あたり約 1 時間) ※必要に応じ複数回・深度ある個別協議に対応可能
- 資料提出:任意(企画提案メモ・スキーム試案等の持ち込み歓迎)
- 情報公開:意見内容は匿名化のうえ概要を公表(公表前に参加者確認を実施)

4. 参加対象

本事業に関心を持ち、参画可能性を検討したい法人・法人グループ (デベロッパー、建設事業者、金融機関、運営事業者、大学・医療関連企業、スポーツ・ エンタメ事業者等を想定)

ただし、次のいずれかに該当する場合は参加を認めないものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 県又は橿原市の指名停止基準等に基づき、指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号) に基づく更生又は再生手続開始の申立て中若しくは手続中の者
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者又はこれらと社会的に非難される関係を有する者
- ⑤ 地方税を滞納している者
- ⑥ 国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)を滞納している者
- ⑦ その他、法令違反その他社会的信用を著しく損なう行為により、当該業務の受託者 として不適当であると県又は橿原市が認める者

5. 留意事項

(1)徴収した意見の取扱い

サウンディングにより得られた意見は、事業設計にあたり参考としますが、内容の反映を 保証するものではありません。

(2)費用負担

サウンディング参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3)追加対話への協力

意見徴収後に追加対話をお願いする場合があります。その際はご協力ください。

(4)情報の取扱い

提出資料および面談内容のうち、企業ノウハウや非公開情報については、秘密として適切に取り扱います。

6. 参加申し込み及び問い合わせ先

今回のサウンディング型意見徴収に参加を申し込まれる又は質問等がある場合は、 下記の連絡先までお願いします。

担当課 : 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局まちづくり推進課

地域構想•市街地整備係

電話 :0742-27-7521

Eメール: dezain@office.pref.nara.lg.jp

位置図



~参考~

駅西側エリア面積 A=約3ha

駅東側エリア面積 A = 約3 h a (内、池面積 A = 約1.4 h a)

新駅日乗降客数(推計)約9,000人

(仮称) 医大新駅周辺まちづくりエリア (予定)

